

令和元年第3回定例会 一般会計予算・決算審査特別委員会審査記録

- 1 日 時 令和元年9月25日(水) 午前9時59分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第119号 令和元年度村上市一般会計補正予算(第7号)
議第123号 平成30年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員(23名)
- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 小杉武仁君 | 2番 | 河村幸雄君 |
| 3番 | 本間善和君 | 4番 | 鈴木好彦君 |
| 5番 | 稲葉久美子君 | 6番 | 渡辺昌君 |
| 7番 | 尾形修平君 | 8番 | 鈴木一之君 |
| 9番 | 高田晃君 | 10番 | 川村敏晴君 |
| 11番 | 小杉和也君 | 12番 | 嵩岡輝夫君 |
| 14番 | 平山耕君 | 15番 | 川崎健二君 |
| 16番 | 木村貞雄君 | 17番 | 小田信人君 |
| 18番 | 長谷川孝君 | 19番 | 小林重平君 |
| 20番 | 佐藤重陽君 | 22番 | 山田勉君 |
| 23番 | 板垣一徳君 | 24番 | 鈴木いせ子君 |
| 25番 | 大滝国吉君 | | |
- 5 欠席委員(2名)
- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 13番 | 竹内喜代嗣君 | 21番 | 大滝久志君 |
|-----|--------|-----|-------|
- 6 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 7 オブザーバーとして出席した者
なし
- 8 説明のため出席した者
なし
- 9 議会事務局職員
- | | |
|-----|------|
| 局長 | 小林政一 |
| 次長 | 内山治夫 |
| 副参事 | 鈴木渉 |

(午前9時59分)

委員長(大滝国吉君)開会を宣する。

○本日の審査は、議第119号 令和元年度村上市一般会計補正予算(第7号)及び議第123号 平成30年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について、それぞれ、各分会長の審査報告ののち、質疑を行う。

日程第13 議第119号 令和元年度村上市一般会計補正予算(第7号)を議題とし、議第119号 令和元年度村上市一般会計補正予算(第7号)について、総務文教分科会長 鈴木いせ子君から審査の概要について報告を受けた後、総務文教分科会報告についての質疑を行い、市民厚生分科会長 渡辺昌君から審査の概要について報告を受けた後、市民厚生分科会報告についての質疑を行い、経済建設分科会長 川村敏晴君から審査の概要について報告を受けた後、経済建設分科会報告についての質疑を行う。

総務文教分科会

(報告)

鈴木総務文教分科会長 おはよう。ただ今上程されている議第119号 令和元年度村上市一般会計補正予算(第7号)のうち、総務文教分科会の所管する審査範囲についてその審査

の概要と経過について、ご報告申し上げます。

去る9月11日、市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員会委員長、分科会委員、副市長、及び理事者説明員の出席のもと、総務文教分科会を開会した。

初めに、議第119号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第7号）のうち、総務文教分科会の所管する審査範囲で、総務課、企画財政課、自治振興課、会計管理者、選管監査事務局、議会事務局、荒川支所、神林支所、朝日支所、山北支所、消防本部所管分について、担当課長から説明を受けた後、質疑に入った。その主な概要と経過について報告いたす。

歳入については、さしたる質疑がなかった。

次に歳出について、質疑を求めたところ、委員より、地震対応による職員手当が増加したとのことだが、サービス残業の実態はとの質疑に、日中、災害業務を行った関係で通常業務を夜間に残業で対応した結果である。時間外勤務は事前申請で行っているとの答弁。

次に2日目、9月12日、同じく市役所1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員会委員長、分科会委員、副市長、教育長及び理事者説明員の出席のもと、総務文教分科会を開会した。

議第119号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第7号）のうち、当分科会の所管する審査範囲で、学校教育課、生涯学習課所管分について担当課長から説明を受けた後に質疑に入った。

歳入について、委員より、給食用の岩船産コシヒカリを購入する差額について、農協からの負担金分を減額する旨説明があったが、その内容はとの質疑に、国の方の減反政策の転換の影響で減反制度の中に、学校給食の枠があったが、それが無くなったために協力が難しくなったと聞いているとの答弁。

次に、歳出について、10款 教育費について、委員より、部活動における大会出場の経費助成は下越大会からかとの質疑に、以前より、中体連の郡市大会から市のマイクロバスを使用していたが、今年から中体連の郡市大会が無くなったため下越大会からの助成となるとの答弁。また、委員より、教育費全般に時間外勤務手当が多くなってきているが、スケートパーク関連の時間外勤務手当でどのくらいかとの質疑に、オープン当初は全員体制で対応していたが、6月からはシフト制とした。しかし、オープンしたばかりで視察などの対応も多く、スケートパークにかかる割合は多いとの答弁。また、シフトどおりにいかないということは、職員に負担がかかっているのではないかとの質疑に、課全体制で取り組んでいる。今後ともスポーツ推進室の負担軽減に努めたいとの答弁。他にさしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、賛否について発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度のとりまとめを行った結果、議第119号のうち、総務文教分科会所管分については、起立全員で原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

以上で報告を終わる。

総務文教分科会

（質 疑）

なし

市民厚生分科会

（報 告）

渡辺市民厚生分科会長 ただ今上程されている議第119号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第7号）のうち、市民厚生分科会の所管する審査範囲について、審査の経過と主な質疑についてご報告いたす。

去る9月13日、17日の両日、市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、分科会委員13日は8名、17日は9名、議長、議

会事務局長、副市長はじめ担当課説明員の出席のもと、市民厚生分科会を開催した。

初めに、歳入全款について担当課長より説明を受けた後に質疑に入った。

第1款 市税について、委員より、軽自動車税の現年度分で200万円となっているが、どの位の台数を見込んでいるのかとの質疑に、200台を見込んでいる。今年10月から来年1月までの分となるが、昨年度同期の新規登録台数が506台であり、10月からの消費税10パーセントの引き上げと、それに伴う環境性能割の軽減、2020年度には燃費基準達成車が非課税となることなどから、非課税車両が多くなると予想され、昨前年度同期の台数に0.4を掛けて200台と見込んだとの答弁。

次に、歳出全款について担当課長より説明を受けた後に質疑に入った。

第2款 総務費について、委員より、交通安全対策一般経費の工事請負費で、地震で傾いた府屋の駐輪場を建て替えるとの説明であるが、新たに新築するのか、それとも今ある材料で建て直すのかとの質疑に、新築による建て替えであるとの答弁。

委員より、荒川地区大津地内の県道拡幅工事に伴う防犯灯の移設で、電力柱が続いているところに専用柱を立てなければならない理由はとの質疑に、現在電力柱が立っている反対側に歩道が整備されることから、歩行者の安全確保から歩道側に専用柱を立て防犯灯を設置するためであるとの答弁。委員より、どのような専用柱で何本立てるのかとの質疑に、長さ5mのものを6本であるとの答弁。

第3款 民生費について、委員より、介護基盤整備事業経費の介護療養型医療施設等転換整備支援事業費補助金の内容はとの質疑に、村上記念病院から介護医療院に転換する申請が出ていたが、新潟県の要綱の変更により補助率が高くなったことから、1床あたり151,000円ふえて、60床分で906万円となったとの答弁。委員より、ことばとこころの相談室について、相談件数が増加したとの説明であるが、職員数は変わらないのかとの質疑に、今年度職員を増員している。非常勤特別職2名、相談員3名は変わらないが、相談員の補助が1名から2名となっているとの答弁。委員より、所管がこれまでの学校教育課からこども課に変わったが、発達障害についても小さい頃から継続して対応することが望ましいと思う。子どもの成長に対応して切り替えが上手くいくように、今まで以上に連携して取り組むことが必要ではないのかとの質疑に、こども課に移管したのは、圧倒的に小さい子どもたちへの相談が多かったことによるものである。ばすのひとを活用しながら学校教育にも活かせるように取り組んでいくとの答弁。委員より、登録している方が多数あるが、実際相談する時は限られた日程でいくことになる。市内にも専門の事業所もあり、こども課が主導しながらそれらと連携した取り組みをとる質疑に、ことばとこころの相談室だけで完結するものではなく、相談内容を受けて、どちらの方面、専門の機関へつないだらその子にとって望ましいのか、いろいろ協議をしながら専門機関や医療機関につなぐ対応をしている。各関係機関と連携しながら、望ましい支援を探っていききたいとの答弁。

委員より、生活保護総務費で、被保護世帯が増加し、担当課の業務量が年々増えている。職員の加配など体制を整えないと職員一人に係る負担も大きくなっている。他の課のことも含めて、市ではどのような考えかとの質疑に、業務量は全体的に膨らんでいる。職員の配置については、適切な人員配置には努めているが、課によってはいろいろ課題を抱えている。総務課ともよく相談しながら、職員一人一人に過度な負担がかからないように努めていくとの答弁。

第4款 衛生費について、委員より、排水路清掃等経費の施設維持保全業務委託料で、毎年補正で出てくるが、なぜ当初予算で計上しないのかとの質疑に、当初予算でも見込みは出しているが、例年ベースで様子を見るような形となっている。経費の面から2年に1回の作業となっている町内もふえており、想定しにくい部分もあることから補正でお願いしている状況であるとの答弁。

以上で質疑を終結し、賛否について発言を求めたが発言なく、起立による賛否態

度の取りまとめを行った結果、議第 119 号のうち市民厚生分科会所管分について、起立全員にて、原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

市民厚生分科会

(質 疑)

なし

経済建設分科会

(報 告)

川村経済建設分科会長 ただ今上程されている議第 119 号 令和元年度村上市一般会計補正予算

(第 7 号)のうち経済建設分科会所管分について、去る 9 月 18 日、19 日の 2 日間、経済建設常任委員会の審査に引き続き、市役所第 1 委員会室において、正副委員長、分科会委員 6 名、副市長はじめ関係課長及び関係職員、議会事務局長出席のもと経済建設分科会を開催した。その審査の概要と経過について、主なものをご報告申し上げます。

初めに歳入について、予算付託表の記載順に担当課長より説明を受けた後、質疑に入った。

第 12 款 分担金及び負担金、第 14 款 国庫支出金、及び第 15 款 県支出金は、いずれも質疑はなかった。

次に歳出について、予算付託表の記載順に担当課長から説明を受けた後、質疑に入った。

まず、第 4 款 衛生費については、質疑はなかった。

次に、第 6 款 農林水産業費について、委員より、農林水産業費だけでなく全体的に言えるが、職員人件費の時間外勤務手当について、これは 6 月 18 日に発生した山形県沖を震源とする地震への対応に各課を通して支援したためということで説明を受けたが、これは既決の予算ではなく、今回の災害のために特別に時間外勤務手当を追加したということかとの質疑に、既決予算の時間外勤務手当をすべて執行したので、今回の災害復旧により不足した分と今後の見込みとして積算した、どの課も一緒であるとの答弁。

委員より、林業振興費の治山事業経費について、当初小規模治山事業 2 か所分の設計委託料と工事請負費を予算措置していたが、県の指導により直営で測量設計を行ったことにより測量設計等委託料 2,322,000 円減額し、そのままそっくり工事請負費として計上したとのことだが、これは工事を継続するというかとの質疑に、この予算組み換えによりすべての工事が完結するのではなく、次年度も継続して行う予定であるとの答弁。

第 7 款 商工費について、委員から、みどりの里経費の工事請負費 320 万円について、既決予算で多目的ドーム壁面扉の改修、駐車場のマンホール破損、クーラーの故障のため修繕したことにより、当初予定していた源泉ポンプのオーバーホールを行うための予算を計上したとのことだが、このような支出の仕方での質疑に、源泉ポンプのオーバーホールは毎年当初予算で計上して実施しているものだが、修繕 3 件については、緊急に発生したもので、ドームの場合は熱中症対策、マンホールの蓋については飛び出たような形で駐車場内に穴が開いているような状態ということで、お客様を対応する施設で緊急な対応をする必要があるということで、やむを得ず既決予算で対応したとの答弁。

委員から、みどりの里の経費について、工事請負費は当初予算に計上して議会の承認を得て執行するのが通常で、修繕費は予測しないものへの対応と理解している。危険性があり放っておけないような場合は、専決補正で対応すべきではないかとの質疑に、今回の支出については、財政課とも協議しながら対応したが、修繕費と工事請負費のどちらが適当なのか内容によっても分かれるところである。支出の際には常に企画財政課と協議しながら、適正な予算執行について今後検討していきたいとの答弁。

委員から、指定管理者制度では、50万円以下は指定管理者が負担し、50万円を超える場合は市が負担することとなっていると思うが、指定管理者制度を見直し、施設の管理運営は指定管理者とし、市が維持修繕すべきとした方がすっきりすると思うが、見直しは考えられないのかとの質疑に、指定管理料の積算の中にも修繕料はあり、朝日みどりの里の場合は50万円以下については指定管理者負担となっていて、それを超える場合は行政と協議をすることとなっていることから、財政課と協議をし、計上したものである。また、指定管理者制度の見直しについては、他の施設も、仕様書の中でそういった取り決めになっているので、総合的にあり方について検討していきたいと考えているとの答弁。

第8款 土木費については、質疑はなかった。

第11款 災害復旧費について、委員から、公共土木施設災害復旧費の工事請負費1億3,319万円について、6月18日発生の地震、7月28日の大雨の災害復旧にかかる査定が無事終わり3件が災害復旧事業の対象となったということだが、今後の発注スケジュールはどの質疑に、今も設計書を作成しているところであり、10月の発注となる見込みであるとの答弁。

以上で質疑を終結し、賛否態度の発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第119号については、起立全員で、原案のとおり可決すべきものと決定した。

経済建設分科会

(質疑)

なし

【討論】

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたところ討論なく、起立による採決を行った結果、議第119号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第14 議第123号 平成30年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、議第123号 平成30年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について、総務文教分科会長鈴木いせ子君から審査の概要について報告を受けた後、総務文教分科会報告についての質疑を行い、市民厚生分科会長 渡辺昌君から審査の概要について報告を受けた後、市民厚生分科会報告についての質疑を行い、経済建設分科会長 川村敏晴君から審査の概要について報告を受けた後、経済建設分科会報告についての質疑を行う。

総務文教分科会

(報告)

鈴木総務文教分科会長 先ほどの議第119号に引き続き、9月11日、第1日目、議第123号 平成30年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入った。当分科会の所管する審査範囲についての主な概要と経過について報告いたす。

初めに、歳入について、第2款 地方譲与税、第3款 利子割交付金、第4款 配当割交付金、第5款 株式等譲渡所得割交付金、第6款 地方消費税交付金、第7款 ゴルフ場利用税交付金、第8款 自動車取得税交付金、第9款 地方特例交付金については質疑なく、第10款 地方交付税について、委員より、地方交付税に関して毎年2億円くらいの減額となると説明を受けているが、決算を見ると減額が少ないようだが、この傾向は今後も続くと考えてよいかとの質疑に、合併の算定替え激変緩和期間のため猶予されている部分がある。また、過疎債を借りればその分ふえることもあるので今後について言及できないとの答弁。

第12款 分担金及び負担金、第13款 使用料及び手数料、第14款 国庫支出金

については質疑なく、第15款 県支出金について、委員より、電源立地地域対策交付金について、地元から使途が違うのではないかとの意見があるが、市民の理解が得られるような使い方ができないものかとの質疑に、長い間見直しが行われ、制度上年々緩和されてきた。市としては確実にもらえるものに充てたいと考えていて、保育園の人件費にあてている。県のヒアリングでも保育園人件費は確実にもらえるため充てている。また、地元の二子島森林公園の改修費などにも使っているとの答弁。また、委員より、総合防災訓練事業費負担金について、昨年度津波を想定しての大規模な防災訓練が中止となったため減額となっているが、今後、同じような大規模な訓練の予定はあるかとの質疑に、今年度コンパクトな訓練を予定していたが、震災の影響でできなくなったとの答弁。

第16款 財産収入については質疑なく、第17款 寄附金について、委員より、ふるさと納税の返礼品が好評であるが、1,638件の寄附のうち、リピーターはどのくらいかとの質疑に、前年度寄附した方で平成30年度に寄附した方は約20%である。寄附いただいた方にはお礼の手紙と合わせて、今年度の寄附についてのご案内など行っているとの答弁。

第18款 繰入金、第19款 繰越金、第20款 諸収入、第21款 市債については質疑がなかった。

次に歳出について、第1款 議会費は質疑なかった。

第2款 総務費について、委員より、育児休暇、療養休暇取得者は多くなっているかとの質疑に、育児休業がふえており、総体で4人の増加との答弁。

第9款 消防費について、委員より、防災ヘリ負担金はどこへの負担金かとの質疑に、新潟県に対しての負担金であるとの答弁。また、負担金の金額はどのように算定されるかとの質疑に、基本額と利用頻度によって算定されるとの答弁。また、委員より、ヘリポートの管理は行き届いているかとの質疑に、一部消防で直接管理している場所もあるが、それぞれの管理者が管理している。緊急の場合に確実に使用できるように、点検し検討したいとの答弁。

第12款 公債費について、委員より、一時借入金はどのようなときに発生するかとの質疑に、補助事業は終わってからでない補助金の入金がない。起債等についても事業が完了し、最後にしか入ってこない。そのような場合に、銀行から借入すると利息が発生する。また、基金からの一時借入をするなど経費節減に努めているとの答弁。

第13款 諸支出金、第14款 予備費、実質収支に関する調書、財産に関する調については質疑がなかった。

次に2日目、9月12日 市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員長、分科会委員、副市長及び教育長のほか理事者説明員出席のもと分科会を開会した。

初めに、歳入について、第12款 分担金及び負担金、第13款 使用料及び手数料、第14款 国庫支出金、第15款 県支出金、第16款 財産収入は質疑なく、第17款 寄附金について、委員より、企業版ふるさと納税について企業のメリットを考えてはどうかとの質疑に、今回の企業版ふるさと納税は3年間の事業であり、今年度が最終年度となっている。記念プレートで感謝の意をあらわしているとの答弁。また、委員より、ふるさと納税は税務課、企業版ふるさと納税は生涯学習課、窓口の一元化が必要ではないかとの質疑に、あらためて確認し、研究していくとの答弁。

第20款 諸収入については質疑なかった。

次に歳出について、第10款 教育費について委員より、スキー体験拡大パイロット事業について、去年は2校だったとの説明があったが、県の制度はあるかとの質疑に、事業は3年間の補助事業であるが補助対象外で単独で実施している学校もある、今年度追加の申請を予定しているとの答弁。また、委員より、おしゃぎり会館について、祭りのときのおしゃぎり収納のために毎年、仮設屋根を取付けているが、本設の屋根を建設してはとの質疑に、現状は把握しているが、いきさ

つについては承知していない、今後検討したいとの答弁。また、委員より、外部指導者は部活動の指導も行っているが、人数も減ってきており、報酬が少ないと聞いているがとの質疑に、外部指導者は少ない報酬で申し訳ないと思っている、ほぼボランティアの状態であるが資格をとらなければ審判ができなくなっている、謝礼のあり方を検討しなければならないと考えているとの答弁。

その他、さしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、賛否についての発言を求めたが、発言なく起立による賛否態度のとりまとめを行った結果、議第 123 号のうち総務文教分科会所管については、起立全員で原案のとおり、認定すべきものと態度を決定した。

以上で、総務文教分科会の審査の概要と経過についての報告を終わる。

総務文教分科会

(質 疑)

木村 貞雄 歳入で地方交付税への質疑に対して、決算であるのに何かもやもやとした、はっきりしない答弁だが、それで委員会ではいいとしたのか。

鈴木委員長 そのことについての委員からの質疑はなかった。

市民厚生分科会

(報 告)

渡辺市民厚生分科会長 ただ今上程されている議第 123 号について、9月13日、17日の両日、先ほど報告した議第 119 号に引き続き審査を行った。その審査の経過と主な質疑について報告いたす。

議第 123 号 平成 30 年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、市民厚生分科会所管分を議題とし、初めに担当課長から歳入全款について説明を受けた後、質疑に入った。

第 1 款 市税について、委員より、固定資産税で、平成 29 年度との比較で不納欠損額が大幅減となっているが、その理由はとの質疑に、不納欠損の即時欠損処分、平成 29 年には高額案件が約 2,040 万円ほどが即時消滅となったが、30 年度は約 840 万円と大幅に減ったことが要因であるとの答弁。

次に、歳出全款について担当課長より説明を受けた後に質疑に入った。

第 2 款 総務費について、委員より、防犯対策経費で、防犯灯の現在の LED 化率はとの質疑に、市内にある 9,000 余りの防犯灯のうち 2,715 灯が LED 化されており、比率は 22.9 パーセントであるとの答弁。委員より、市内全域の LED 化にあたってどの程度の期間をみているのかとの質疑に、当初、平成 28 年度から計画し年間 800 灯で 10 年のスパンで見込んでいたが、防犯対策経費の減額もあり、今年度の予算ベースだともう 10 年くらいかかるとの答弁。委員より、電気料も下がってきているが、LED 化の効果についてどのように考えているのかとの質疑に、LED 化されて明るさが変わり、寿命も延びること、器具自体のコンパクト化もあり、今後も予算確保に努め、LED 化を推進していきたいとの答弁。委員より、防犯灯設置にあたる基準や判断はとの質疑に、集落・町内から要望があった場合に、先ず現地に行って、通学路かどうかなどを加味したうえ必要かどうか確認する。設置の基準は 50 メートル区間に 1 基となっている。人家連坦となっている集落内の場合は補助を出して設置してもらい、人家連坦から 50 メートル以上外れている場合は、現地を確認し、その必要性が認められれば市で設置するとの答弁。

委員より、空き家等管理不全防止対策経費で、空き家等対策計画が策定されたが、今後、どのように具体的な取り組みを進めていくつもりかとの質疑に、所有者・管理者がはっきりしているものに対しては、指導・要請等を積極的に行い、周りに被害が起きないように管理をお願いしていきたい。ただ、所有者、相続者がいない建物も徐々に出てきており、関係機関から指導を受けながら対応を検討していきたいが、今のところ行政代執行などはなかなか難しいと考えており、今後ス

ーズに対応できるようにしていきたいとの答弁。委員より、空き家管理のシステムの中ではすべての所有者が確認されているのかとの質疑に、9割はできているが、所有者不在で特定できていないものもあり、その場合は所有者不在という形で記録されているとの答弁。

第3款 民生費について、社会福祉費の扶助費で、大部分は生活保護費と思うが、なぜ前年度より3,500万円も少なくなっているのかとの質疑に、医療扶助費が3,000万円以上減少しているが、詳しく分析していないので、今後原因を調べたいとの答弁。

委員より、生活困窮者自立支援事業経費で、自立支援事業で就労された方はほとんどがいわゆる臨時での就職であると思うが、多くの経費もかかっている中で、就労した方がそれで安定した生活をするのも難しいのではないのかとの質疑に、正規で就労するのは厳しい状況にあるが、たとえ就労に結びつかなくても家計の相談にもっているのが、今ある収入で上手に生活をやりくりする相談も委託しているのが、その辺では効果が出ていると判断しているとの答弁。委員より、学習支援事業はどのような形態で行っているのかとの質疑に、基本的には家庭訪問により週1回程度の支援をしているが、学習支援をしてくれる方の確保に苦慮しており、特に中学生の数学や英語などを担当できる方が少ないのが課題である。対象者は3世帯5名であるとの答弁。

委員より、歳出の母子生活支援施設入所措置費420万円と、歳入の母子生活支援施設入所者負担金9,900円はどのように関係するのかとの質疑に、施設入所措置費は2世帯分の措置にかかった経費で市が一旦支払った分で、ここから利用者負担として9,900円を引いた費用に対して、国が2分の1、県が4分の1、残りの4分の1を市が負担した形となっている。利用者負担分の9,900円というのは、国の基準に基づいた金額で、ひと月当たり1,100円の9か月分であるとの答弁。

委員より、児童遊園施設経費で、児童遊園での遊具の撤去が多く見受けられるが、その理由とその後の設置についての考えはどの質疑に、遊具の安全点検をおこなった結果、危険と判断されたものについて撤去をしている。今後、あらためて設置したいと考えてはいるが、とりあえず危険と判断されたものについては撤去を進めているとの答弁。

委員より、市民後見推進事業経費で、市民後見人制度の取り組みの進み具合が遅いのではないのかとの質疑に、これまでは法人後見を主に検討してきた。すでに村上市社会福祉協議会の方で法人後見を始めていて、次の段階として市民後見人制度を考えており、家庭裁判所から選任されるために有効な研修のカリキュラムの方法や市民後見人のバックアップの構築等について検討している最中であるとの答弁。

第4款 衛生費について、委員より、岩船沖洋上風力発電事業で、今、洋上風力発電事業が国や県にシフトしている状況で、村上市が担う役割についてどのようになるのかとの質疑に、県のエネルギー施策として岩船沖洋上風力発電の推進が必要であるとして、今年6月に県が研究会を立ち上げた。事業者の公募や選定は国の役割となったが、その前段となる北部エリアの促進地域指定へ、市は近隣の胎内市とともに研究会の一員として県の取り組みに協力し、事業を推進していきたいとの答弁。委員より、県では佐渡や粟島でも洋上風力発電の計画を進めるようだが、国や県がする事業といっても、地元が本気にならないとできないのではないのかとの質疑に、県の研究会では次のステップとして、その下部組織としてのこの圏域の地域部会が設置されるので、そこでもっと細かい話ができるとの答弁。

委員より、国や県の動きに対して、市は受け身の体制、受け身の立場で考えているのかとの質疑に、そもそも国に決定権があるので、県は研究会を作り、事業決定への前段としての動きを活発化している。市も県と一緒に動いていこうとしており、国に働きかける意味も含めての研究会の立ち上げであるとの答弁。

委員より、火葬場について、施設の老朽化が進んでいるが、改築等への検討委員会の設置などはどのような状況かとの質疑に、庁内内部での検討委員会は立ち上

げて検討を始めている。ある程度行政側のスタンスをしっかりと固めなければ、ゼロベースから外部の委員の方に揉んでもらうことはできないので、内部で検討しているところであるとの答弁。

以上で質疑を終結し、賛否について発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第 123 号のうち市民厚生分科会所管分について、起立多数にて、原案のとおり認定すべきものと態度を決定した。

市民厚生分科会

(質 疑)

なし

経済建設分科会

(報 告)

川村経済建設分科会長 ただ今上程されている議第 123 号 平成 30 年度村上市一般会計歳入歳出決算認定のうち経済建設分科会所管分について、先ほど報告した議第 119 号の審査に引き続き担当課長に説明を求めた後、質疑に入った。その審査の概要と経過について主なものをご報告申し上げる。

初めに歳入について、決算付託表の記載順に担当課長より説明を受けた後、質疑に入った。

まず、第 12 款 分担金及び負担金は、質疑はなかった。

次に、第 13 款 使用料及び手数料について、委員より、住宅使用料について、不能欠損の理由はとの質疑に、住宅使用料の不能欠損については、水道料金や下水道使用料のように 5 年で不能欠損にできないため、相手側から時効の援用という書類が提出されることが必要となる。今回、時効の援用の申し出があり不能欠損となったとの答弁。

委員より、その時効の援用による不能欠損は、どのような場合に認められるのかとの質疑に、申請の後、相手から聞き取りを行い、今後の徴収が難しいと認められたときに、理由書を添付して市長決裁を受けた後、不能欠損とするものであるとの答弁。

次に、第 14 款 国庫支出金は、質疑はなかった。

次に、第 15 款 県支出金について、委員より、農地集積・集約化促進事業補助金は、機構集積協力金 41 件に対する補助金だが、国も集約を進めているわけだが、中山間地においてはあまり進んでいないとも報道されていたが、平成 30 年度の村上市の現状はどうなっているのかとの質疑に、国でも集積・集約を進めているが、平場についてはある程度進んでいる。しかし、中山間地については、担い手不足等々もあり集積が若干遅れており、特に山北地区と上海府地区については、集積率からいうと他の地区と比べて若干落ちている現状であるとの答弁。

委員より、限度ということもあると思うが、しかし、今後も進めていかななくてはならないと思うが、農業委員会としては、どのような進め方をしていこうと考えているのかとの質疑に、今後は、今まで以上に地域の中に入り、農業者の考えやご意見を聞きながら進めていきたいと考えており、今取り組んでいるところであるし、朝日地区の館腰地区のように、条件不利の農地においても、地域の総意で基盤整備等の条件を整えて、担い手に引き受けてもらえるような条件整備を進めているところであるとの答弁。

第 16 款 財産収入及び第 20 款 諸収入は、いずれも質疑はなかった。

次に歳出について、決算付託表の記載順に担当課長から説明を受けた後、質疑に入った。

まず、第 4 款 衛生費、第 5 款 労働費、第 6 款 農林水産業費については、いずれも質疑はなかった。

次に、第 7 款 商工費について、委員より、観光費の観光バスツアー支援事業補助金について、新潟空港から村上市までの運行費支援が 451 万円だが、瀬波温泉

に対する支援実績はどのようにとらえているかとの質疑に、実車数で 83 台、空車数で 278 台、人数で 139 人である。この事業は、県が 2 分の 1 を出しており、新潟空港の利用促進も兼ねていて、大阪からの便に対して、タクシーを待機させ乗車客を待つもので、空便となっても待機させておく必要があるとの答弁。

次に、第 8 款 土木費について、委員より、山北道の駅管理経費約 2,600 万円について、今回直営となり、この経費には人件費が含まれているが、これまで指定管理料は人件費を除くとどのくらいだったかとの質疑に、約 360 万だったと思うとの答弁。

委員より、ではこの直営費約 2,600 万円の中で、食堂での食材費として約 380 万円かかっているが食堂の収入はいくらかとの質疑に、レストランの部分の売上額が 441 万 6,610 円であるとの答弁。

委員より、水辺の楽校経費のその他備品購入費約 440 万円について詳細はどの質疑に、備品の購入は仮設トイレの購入であり、河川敷内は固定のトイレは設置できず、大雨の時には移動する必要があるが、老朽化のため購入したとの答弁。

委員より、除雪対策経費について、平成 30 年度は 6 億を超える除排雪委託料を支出したが、保育園や小・中学校の児童・生徒が乗るバス停の除雪において、ある集落では、市の除雪車が運行した後に、近隣住民の方々が再度スコップ等でバス停の除雪作業をする場合が多々あると聞いているが、対応を検討できないかとの質疑に、除雪会議等の中で検討していきたいとの答弁。

最後に、第 11 款 災害復旧費については、質疑はなかった。

以上で質疑を終結し、賛否態度の発言を求めたが、賛否態度の発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第 123 号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員にて、原案のとおり認定すべきものと態度を決定した。

以上で報告を終わる。

経済建設分科会

(質 疑)

なし

【討 論】

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第123号については、起立多数（反対：稲葉久美子）にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

委員長（大滝国吉君） 閉会を宣する。

（午前 10 時 45 分）

委員会条例第 30 号第 1 項の規定によりここに記名・押印する。

一般会計予算・決算審査特別委員会委員長 大 滝 国 吉